

大愚宗築禪師の行狀

松 倉 全 鼎

第一章 因行時代

試に、禪師の生涯、八十六年を區別せば其の生涯を折半せる前期四十三歳即ち、紫衣を賜りて妙心瑞世(寛永三年)に至る間を以て師の修業時代、所謂因行時代となせり。此の時代を更に區分して禪師の少年期を經、一宙に掛塔し、天下叢林の行脚を了へし迄、換言せば大疑團を發して根源の徹見を得せし迄を第一期となし、虎哉の室を辭してより須勢並に江州の山中に入りて未了の公案を大悟し遂に妙心出世せし迄を第二期とす。

第一期 遊歴時代

禪師、諱は宗築、大愚と號す。天正十二年甲申(註一)三月三日、濃州武儀郡佐野ノ庄武藤家に誕生す。

父は武藤九左衛門(寛永十八年正月廿日寂 法名 如鐵宗樹禪定門)母は不詳(萬治二年九月十六日寂 法名 自實妙性禪定尼)庄屋なり。宗築兒より志氣群を出

で目能く文字を記せり。稍々長じて文祿甲午三年十月五日、禪師十一歳の時、父に携へられ方縣郡(特註二)

(今ノ稻葉郡)常盤村字城田寺(キガイシ)の乾徳寺和尚、(快川の直弟子)狀元祖光禪師に就き出家す。(註三)

(特註一) 大安寺藏中より發見せし書狀に武藤家初代、九左衛門より七代高瀬九左衛門、迄各々寂滅年代並に法名を列擧し、終りに「右は先代之本名高瀬氏故あつて、武藤氏を名乗り兩名共に相用ふ后、享保年間之頃相改め本名高瀬氏名乗り申候」とあれば明かに武藤氏は假名なり。(但し三代安兵衛迄名乗る)尙末孫は現在も佐野に住せられしが禪師生誕當時の場所は現在島となれり。因に庄屋とは末孫、高瀬孫右衛門氏の言。

(特註二) 此處に注意すべきは、本朝高僧傳、妙心寺史、語錄に「生濃州武儀郡……同郡乾德寺云云」とあれど是全くの誤にして禪師出生以前も乾德寺は武儀郡に非ず、即ち方縣郡なりし事が調査に依りて明かとなれり。故に本論文を以て訂正せり。但し播州法幢寺古録のみは「方縣郡常盤村字城田寺の乾德寺云云」とあり。

禪師は天性禪機在り、伎倆人を凌ぎ其の氣宇非凡にして法器とされ、梵書眼を過せば誦をなし、誦せば必ず其の依つて來る義理を尋釋せり。雷に釋典のみならず、孔孟の教並に世間一般の技藝才能に至るまで努めて學習し、其の蘊奥を究めたり。狀元に師事せる事、七ヶ年なり。

「慶長五年庚子師歲十有七、遇(註四)岐阜之兵亂、躬親負笈提老狀元而遁。軍賊持劔奪笈將去。師挑臂怒聲云、這箇有一大事因緣行卷、縱雖棄身命不許持去、奪切賊手來。賊畏師強勢放去、兵收而後辭狀元。詣尾州熟田神祠、以生死事大深祈。」「大愚築語錄行狀」

之れ實に禪師の少年時代の風格の一端をも知るを得べし。それより雄圖を懷き一衣一鉢、戰陣の間を縫ひ、路を京師に取り、當時一派の棟梁たる雜華院(特註五)の棒(註五)一宙に參侍せる事同じく七ヶ年なりき。時に雲居も同時に花園の法窟を慕ひて一宙の許に馳せ參ぜり。即ち雲居年譜に

「慶長五年雲居十九歳、赴西京。途歴菅廟。茲日廿五日也。值干蟠桃、一寅師之駕輿而出、輦轂、一覽器許、自爾秉師資禮。」云とあり。

(特註) 本朝高僧傳妙心寺史六百年史語録、並に雲居年譜等に或は雜華院一宙、或は蟠桃院一宙となせしも嚴密に云へば當時「慶長五年」未だ蟠桃院は建立されて居らず、即ち其の翌年に建立されたる事は年譜に依り明かなり。されば當時は雜華に居られし事も明白なり。然も一宙の本寺は雜華なり。そは一宙の兄牧村利貞なる者、第一宙の爲に雜華を建立す。

斯くして棒一宙の辛辣極まる銚下に在り機辨迅發、其の鋒に當る者無かりしとぞ。然して七ヶ年後の慶長十一年、禪師は前堂職となれり。正法山誌「卷七」に

「大愚二十三歳、轉妙心前堂。」

其より禪師は門より入りし者、家珍に非すとなし、師の膝下を辭し、法山の七盟衲と諸方に歴遊し、諸禪室に參叩せんとす。即ち其の年秋、愚堂(註九)、雲居、並に了堂宗歇(註七)、洛浦全邑(註八)、回天法舊(註九)、大雲玄祥(註一〇)と共に天下叢林の行脚をなし、先づ濃州諸刹の道場を歴訪す。聽て駿河ノ臨濟寺より宇都ノ宮ノ興禪寺を経て遂に仙臺ノ覺範寺に到り、天下の名匠たる虎哉(註一)の室を叩き師の鉗鎚を受け辛辣なる禪に親炙せり。雲居年譜に

「慶長十三年師(雲居)廿七、辭興掛錫於駿之臨濟寺說三下。」云

此處に於て愚堂は了堂と共に興禪寺ノ物外下に錫を移せり。大愚禪師は洛浦、大雲、回天と共に此

の地に留り、只管、精修苦鍊自性の徹見に慕進せる事三ヶ年なりき。

第二期 苦行時代

慶長十五年、禪師二十七歳なり。之の年は即ち虎哉示寂（十六年五月於覺範寺）の前年にして、出家の師、狀元禪師の遷寂（註三）に接し止むなく虎哉の室を辭して直に歸國せり。「大愚築語錄」其の後狀元の嗣法、智門（註三）祚和尚に隨侍せる事、四ヶ年、一日覺醒する處有り、自家穩坐の地を發得して、竟に印可を受け、智門の法を嗣ぎ第一座に任せり。「大愚築語錄」時に慶長十九年、禪師歳三十一なり。

（特註）「元和二年師三十三、在武州江府、新創南泉禪刹而住。」「法幢寺古記録」

即ち、武江の諸士南泉寺を建て禪師を請ひて主となすや、大愚入りて江府貴賤の間に法縁を結べり「大安寺由緒略記」亦「正法山誌卷七」に

「大愚廿三歳。轉妙心（寺）前堂。後住江都南泉。此時已披紫衣。素堂云」とあり。（特註）

（特註一）此處に注意すべきは、本朝高僧傳、妙心寺史等に「元和之初云云」とあれど法幢寺古記録に明に「元和二年師三十三ノ時」とあれば此處に此の語を採用す。

（特註二）此の語より推さば禪師が其の翌々年即ち慶長十九年に智門和尚より印可を受けし事、一層明白となれり。然るに其の後大徳、妙心の紫衣問題起り、禪師も紫衣着用を遠慮せり。

然るに會一日

大愚宗築禪師の行狀

（四）

「有^(註五)婆子^(註五)喪子請師火語、葬了。婆問云、幸蒙和尚慈悲、我子今何之、師不能答。婆痛哭去。師云、適來將謂自得、今迨爲導師不知他落所、住院是何意麼。遂捨院行脚。」江府南泉開山行錄」

禪師にして之の事あり。恐らくは禪師の盛名、後世に喧傳せられし所以のもの、實に此の婆子の與つて力ありしは當然と謂つべきなり。即ち禪師は婆子の叩問に遇ひて徧身汗流、敢て答ふる能はざりき。此處に於て憤然、五内寸裂、安處する事も能はず、竟に寺を捨て一笠一鉢の雲水僧となりて縁に隨ひ、淋しく漂然、行脚の旅に上りぬ。「語錄行狀」に曰く。

「一日過檜原峰路忽逢達道人與師往返詰問、語路如栗棘不得進、不得退、請問其諱號、道人答師益發憤直到參州須盤^(特註一)結草庵影不出局、疑情如山。又移破蒲團江州山中^(特註二)有堀田

信濃守者特建圓鏡^(特註三)小院備師幽居。終日石頭坐通霄井上坐。忽有蒲團穿幹木折而省從前未了公

案。」云

即ち(大安寺由緒略記)に「毎夜古井の上に終夜坐禪す、或時一夜井桁朽ちて全身井中に落ちて頓に大悟す。」とあり。亦「圓鏡記錄」に

「當院寛永十一甲戌年、堀田^(特註四)前兵部少輔一利公爲母公追福御造創被爲成、則奉請特賜諸相非相大愚大禪師爲開山、母公法號追贈圓鏡院又、一利公法號奉追贈智光院殿是即當院開基也。」云とあり。

(特註1) 參州須勢は嵩山と通ず、此の地ッ本派、中本山、正宗寺の末寺中に觀音寺なる寺あり。此處に草庵と申すは恐らくは之の觀音寺ならんとの返文あり。但し確證なし。

(特註2) 圓鏡院の建立年代は法山「、雜華院直末諸國寺院帳」には寛永二年建立す、とあり、圓鏡院記録には寛永十一年とあれど「語錄」並に「大安寺由緒略記」等より推さば何れも誤ならん。即ち寛永元年には禪師己に濃州南泉寺に住せり。亦寛永十一年は但馬大明寺に住せり。(何れも後に詳述す)然も禪師の歳は、五十一なり、未了の公案を省すべき歳に非ず。殊に禪師は寛永元年に紫衣を賜り寛永三年には妙心寺に瑞世せり。右の如き諸事より考察せば略々誤りなる事を知り得べし。

(特註3) 妙心寺史に(下卷九七頁)堀田正盛とあれど堀田正盛が一利なるや明かならず、恐らくは別人ならん。同じく妙心寺史に「正盛の肖像に大愚の讚する一軸は塔頭雜華院に在り」とあれど當院には正盛ならぬ一利の肖像に大愚禪師の讚せしものあり。並に位牌もあり。

斯くして禪師は只管、自性の徹見に精進せし結果、未了の公案を省し、大いに喜び一偈を打せり。
是れ元和九年頃か。

塵土是非得失爭、
何人不戰屈他兵。

夜深雨斷岩房靜、
熟處難忘淚萬行。「語錄行狀」

禪師寺を捨て行脚をなせしより此處に至る、實に六ヶ年なりき。之の年、元和九年癸亥三月十九日
修業の師、棒一宙の遷寂に接す。

翌「寛永元年禪師四十一歳紫衣を賜る。」〔播州法幢寺古記録〕

とあり。又「大安寺由緒略記」に、

「濃州大桑村南泉寺に住す。時に上聞に達し御朱印被成下、此時出世して紫衣となる。」云々とあり。

(特註) 右の兩者を考察せば禪師が寛永元年には既に濃州南泉寺に住持たりし事明白なり。又此れより紫衣着用も公に許されたり。因に禪師の師、智門祚和尚は南泉の第三世なり。勿論禪師は南泉第四なり。

禪師四十三、「寛永三年勅を奉じて妙心寺に出す。」〔本朝高僧傳、妙心寺史、六百年史、大愚築語錄〕

以上を以て禪師の因行時代即ち修業時代を了れりと爲すべし。素より禪師は生涯を是れ生死事大を以て根本と爲せしが故に如上を以て全く修業時代了れりと斷定し難し。故に假に斯く定め置かんとするのみ。

第二章 果行時代

〔禪師の應化並に寺院建立時代〕

前章を以て禪師の因行時代を了りたれば、本章を以て愈々禪師の果行時代、換言すれば前章に於て師の修業底に於ける基礎工作は略々出來上りたれば、是れより師が如何にして社會に乗り出たせしか所謂、禪師の外面的活躍時代を詳述せん。

先づ果行時代を三期に分ち、第一期を受難時代、第二期を禪風舉揚時代、第三期を晩年時代と爲せり。

第一期 受難時代 (四三—五三)

此處に云ふ所の受難時代とは寛永四年より、禪師無實の罪を受け後に到りて本寺出頭を許されし迄の間丁度十ヶ年を以てす。

「寛永四年、禪師四十四歳、遷江府之南泉、化施衆。「江府、南泉開山行録」

即ち禪師は寛永三年妙心に瑞世して京に上り、宿坊、雜華院に少らく滯留せり。翌年江府の南泉寺に遷りて愈々禪師の外面的所謂、社會教化に一步を踏み出せり。

翌寛永五年、禪師四十五歳の冬、兄弟關係に在りし雲居禪師の奥州に於ける盛化を聽き行きて賀せり。止る事一ヶ月なり。「雲居年譜」に

「寛永五戊辰雲居四十七歳從干加氏遷奥之會津…中略…冬大愚師、聽師盛化、來而相賀。頗慙。至決擇大事也、主賓不讓共戰機峯。恰如不相識。浹旬而歸錫焉。」とあり。

亦是を以て禪師の風格の一端をも窺ふを得べきなり。

翌六年には、大徳の澤庵禪師と共に但馬、大明寺、月庵和尚の徳行を慕ひて西下す。「但馬大明寺記録」に曰く。

「寛永六年己巳、敕特諡諸相非相大愚宗築禪師は當國出石、宗鏡寺、澤庵和尚と共に月庵の徳行を慕ひて來る。」云とあり。

然るに澤庵は同年七月十六日、大徳、妙心の紫衣問題の犠牲となりて出羽(注二〇)國へ謫流の身となりたれば禪師も恐くは是の事件の勃發と同時に大明寺を辭し、江府、南泉に歸り専ら法筵を布き衆化に努力されしならん。即ち其の翌年雲居禪師より師を訪問せし事より推して明かなり。「雲居年譜」に曰く。

「寛永七年雲居四十九：中略：大愚師在江之南泉寺師因訪。直入函丈未解行纏、愚出迎云、道得即接。不然去別峯。」と。

雲居は師を訪ねる以前即ち七年春、熱海に疾病湯治に行き、それより師を訪ね了りて、金澤に踵りて歸路再び熱海に至れり。「雲居年譜」禪師も亦爰に湯治せり。

「爰南泉大愚、正覺、快翁、相伴湯治、聽師(雲居)之晦跡干此、廻過寺入庫見師在庭而淘米、愚抽手云、老賊在這裡耶。師擲揄云、低聲々々。愚引師手臻方丈談笑移時。」「雲居年譜」

即ち禪師既に此の頃より示寂迄、半生涯、宿痾の腰痛湯治の爲、度々温泉に行かれしならん。是禪師が若年修業時代、終日石頭打坐、或は寒風吹き荒む山間に夜坐せられ、時には雪上に未了の公案を省せしなど悟道徹見の爲に凡ゆる苦難を行ぜられしが爲なる事は、禪師の語録に依り窺はるゝ所

にして亦禪師が如何に悟道に熱心なりしかを想ふべし。

此の年は、所謂、禪師の受難時代にして生涯を通じて忘る事能はざる一大事件の勃發せし年なりき。即ち「師無根(註三)の謗に遇ひ妙心、其の本寺出頭を禁ず。」の一件なり。然も同年八月二十二日には師の智門、玄祚和尚の遷化に接し、重なる不幸に禪師の悲哀察すべきものあり。禪師の之の事件發生は素より黙するに忍びざるものあれと師曰、

「法盛則魔盛也。時節到來理自彰。擬開口早是汗染我宗了也。」「語錄行狀」と。

禪師は本山に訴へ、無實の謗を雪めんとし遽に帝都「京」に上り赤坂に到れり。然るに乗る處の馬夫高唱して曰く。

「何尾くよくく北山時雨思比無計禮波霽且行久。」「正法山誌卷七。」

を聞き大いに感悟し拍手して馬夫に告ぐ「我京不登」と。遂に馬首を廻し南泉に歸す。語錄に

師遭(待世)流言而後事決賦之。

非是鴟鴞不鳳凰。實能伏竄實翱翔。

應時節曲不藏直。人我山崩盡十方。

なる詩あり。

(特註) 一般に之の偽は七年後の寛永十三年、東照宮の廿一年忌を機とし天海、妙心寺に書を寄せ師の無實を説きしかば卒に本山

出頭の禁を解く、師本山よりの赦免狀を持ちて法山に上り微笑塔前に拜跪して一偈を打せしものを誤傳せり。「妙心寺史
六百年史、本朝高僧傳」微笑塔前の一偈は別に在り後に載す。第三句の意味より推して誤なる事明かなり。

「丹波、惠日寺記錄」に「寛永七年庚午丹波横山、惠日寺に住す。」(註三三)「播州法幢寺古記錄にも在り。」

然れども恐らくは、禪師の丹波行は同年秋以後、即ち暮頃ならん。之の時既に師は南泉を退き、攝
州、有馬温泉に湯治せり。「語錄」に、

「師憂濕痛浴於攝州、有馬温泉信士、阪部氏云者、師告、惠日寺道場佛光三世之孫特峯禪師開
基也。山岳森立、殿堂門殿、皆合百丈舊規、然久向虛席類敗泪極。伏望和堂再興、師乃行靈蹤

恰愜素聞……云云」と。

即ち信者阪部氏なる者の勧めに依りて惠日寺に住せり。之の時、山下の檀越踊躍して迎へしに舊
寺の僧却つて拒色あり。然れども師、關せず即日入寺せり。「語錄」、亦「大愚築語錄」に

「山下末徒競頭來拜、恰如獼猴」

と在り。亦曰く、

「頗失僧兒師太憐之修讚觀音懺悔法、教各出頭、若不能念經者課於柴一擔。雖人天衆前未
許、故不記筥箒者亦皆習熟矣。」云云と。亦

「師一曰深證檜原道人之言自謂今時無證龜鼈者、徒覓虛響之顯印不如佛祖冥證、燒香默祈云

見處是則三世諸佛歷代列祖爲我證明、見處不是、直下蒙一切龍天、大小神祇等之顯罰、聽取我偈時遇改旦(寛永八年)偈云、

春到人間廣大慈、一花擎出一如來、

無端殘雪消鎔盡、萬象森羅齊展眉。「語錄偈頌」

是より四海の龍象、水の東に朝するが如く、舊參相聚る者、實に數十人なりと。時に禪師本山出頭嚴禁中なれど復、世人よりは往々にして疑惑の眼を以て目されし時とは云へ、禪師の道風を慕ひ集る者、斯の如く熾なりき。

「翌寛永九年師四十九、丹波惠日寺より播州、法幢寺に來る。」「法幢寺古記録」同じく「同記録」に

「師寛永十年癸酉法幢寺再建云云」と在り。

(特註)然るに妙心寺史(下卷九八頁)に「寛永十一年播州、法幢寺に移り云云」と在れど法幢寺記録に九年と在り、亦雲居年譜には「寛永十年雲居五十二歳、大阪中ノ島往…中略…于ノ時大愚翁居…播之法幢…遊…大阪…因聽…師復隱…此直造…中ノ島…云云」と在り、今一つの證據を擧ぐれば、語録に「寛永癸酉ノ年遊歷到…播州…云云」と在れば癸酉は明に十年の事なり。故に妙心寺史は誤ならん。

師の法幢寺に住せんとせし以前、野中氏なる者在りて、夢中に夢窓國師(法幢寺開基也)來遊して氏に告げし傳あり。(註三五)

「時總州太守、源朝臣忠弘、主於姫路。聞師道譽、厚加敬儀、大雄境內(法幢寺を大雄山と稱す)悉皆還師、師竟運錮鐵佛殿祖塔、厨庫、鐘樓等漸向舊貫且具狀訴於公庭、辱特降朱符、免除賦稅、附與田畝若干、永鎮山門、造營既成。」「大愚築語錄」

禪師即ち姫路城主の歸依を受け此處に諸堂全く成れり。復同年禪師は但馬黒川の大明寺に移れり。

即ち「大明寺記録」に、

「寛永十年癸酉生野代官、中野吉兵衛殿師尊崇蒙大御加祖再興漸諸堂大成。迎師爲中興之祖云云」とあり。

(特註) 此處に再び妙心寺史の誤なる事を指摘す、下卷九八頁に「寛永十一年播州、法幢寺に移り、後但馬に赴き慧日寺に住す」とあり、是れ反對となれり、即ち吾人が既述せし如く惠日寺は寛永七年既に住せり。然る後、法幢寺に移れり。併かも慧日寺(惠が正しい)は但馬に非ずして丹波に在り。さればこれ明らかに大明寺の誤なるべし。此處に駁す。

但馬黒川、雲頂山大明寺は、大應國師四世の孫月庵宗光禪師が貞治年中創建せし道場なり。「大明寺記録」

人天絶え、路は狐狼迹を交ふ、唯一草堂在りて藜莽深鎖、禪師は自らも斧鎌を持ち開拓再興に努めたり。爾來、近郷の寺院自ら大明寺の末派と稱するに至れるもの、二十餘員、復、民家も歸嚮す。此處に於ても盛に化を布けり。「大愚築語錄行狀」因に大明寺は播の法幢寺(注二六)を去る事四十餘里なりと。

大明寺に於ける師の偈頌に曰く。

萬事欲休卒未休、住持廢寺惱心頭、

如何償得此山債、粉骨碎身未足酬。

是れ當時の師の心境を如實に表現せるものなり。

寛永十三年禪師五十三歳。此の年、漸く南光房天海(註三七)の力に依り妙心、禪師の出頭を解禁せり。即ち「正法山誌卷七」に

「寛永十三年、東照宮廿一年忌。南光房大僧正發書於妙心諸老請宥不出頭、妙心遂許出頭、自停出頭到此正七年。」

と在り。禪師と天海との關係は師が江府南泉寺時代に法語を交へて親しく致せり。天海も師の爲に其の無實を證せんと書を法山に寄す。然も此の年は家康の廿一年忌に相當せり。天海は教界の違反特赦を將軍に陳情す。法山も天海の意を諒として師に赦免狀(特註)を遣せり。

之の時既に師は丹波、惠日寺に歸住せしなり。それより直に法山に上り微笑塔前に拜跪して快欣の思を述べし偈は次の如し。

俯垂昭鑑圓成佛、無力扶門風廣大、

雖虛空盡劫石消、以音聲不求語解。

(特註12) 江府南泉寺の「開山行録」に「師曾遭_レ流言_ニ滅_ニ擯於本山_ニ緘默而不_レ訴、自言時節到其理自顯矣。經_ニ七年_ニ果赦免狀到_ニ丹波_ニ遂復_ニ其籍_ニ云云」とあれば即ち師はこの年既に大明寺より歸住せしならん。然も例の「正盛ならぬ一利の肖像に禪師が讚せし」頌末に「寛永十五年戊寅孟秋初八日、前住妙心現住惠日大愚宗築讚」より考察せば大體、當時惠日寺に再住せられし事推知すべし。

(特註3) 此の偈が問題の「師遭_ニ流言_ニ而後事決賦_レ之」の偈と誤傳せられしものにして、(本朝高僧傳、妙心寺史、六百年史等なり) 偈の意味より推しても明かに知らる。又語録に正しく「在微笑塔下賦」とあれば疑ふ餘地なし。思ふに川上師の「妙心寺史」は、本朝高僧傳に依り禪師の一端を論ぜしものにして、恐らくは「大愚築語録」なるものに依りて、(但し之の時「即ち妙心寺史作成當時」既に原本は圓覺寺に在りしか(資料批判参照)論ぜしものに非ざる事は其の誤が殆んど本朝高僧傳と一致せし點に在り。然もその妙心寺史に至りては、年代記述の前後せし事甚しく、之れ全く確たる認識を以て論ぜざりし事明らかにして、この點吾人の甚だ遺憾とするところなり。

以上を以て第一期を了れり。されど禪師は此の受難時代に於ける近々七ヶ年の間(註二八)に四ヶ寺を建立或は再興して開山(興中)となれり。而して只管、佛法興隆、衆を接化するに如何に力を専らにせられしかを視ひ知るを得べし。

第二期 禪風舉揚時代 (五三一—六八)

即ち寛永十三年より師の濃州、瑞龍寺に住せし迄を第二期とす。禪師赦免狀を持して法山に上り(註二九)宿坊、雜華院に生まれり。當時本山の住持は愚堂なり。

「寛永十二年師(愚堂)依山命再住の榮を擔ひ又時々仙洞に伺候す。」云云「愚堂年譜」
に在り。亦「大安寺由緒略記」に

「愚堂和尚本山再住の時、後水尾法皇(此の時四十一歳にあらせらる)愚堂に命じて大愚の法要睿聞あらんと宣ふ。」

と記せり。兩者を考察せば上皇と大愚との間接問答の事は恐らくは此の時ならん。即ち上皇の一絲雲居、愚堂の禪機道學を慕ひ給ひし丈でなく師の法要をも召し見たまはんとす。

「後水尾上皇愛禪、愚堂屢々稱大愚於皇前、上皇欲見之。愚堂以告大愚。愚曰。我野僧也。非出干尊貴前者。固不似汝輩也。上皇聞曰。大愚誇干佛法矣。愚聞曰。上皇非有深信、我若出從口亂道。則必管取流罪謫罰耳。吾無事沒世依縮頭也。」「正法山誌卷七ノ大愚三遷。」

と即ち「上皇非有深信」の一語の如きは師の豪壯不羸なる風格を如實に現はせるものなり。然れども其の半面、實に謙讓の徳の發露にして師自らも「是れわしの第三遜じや」と申されたり。

其より師、惠日寺に歸り専ら衆生を度するに努めり。(特注)寛永十六年己卯には師、播の法幢寺に歸住せり。

師此處に於ては、只管衆僧の養成に力を注げり。即ち「法幢寺記録」に

「大凡弟子五十人餘在云云」

とあれば斯く師の道譽を慕ひて雲納の集るを推せば如何に師の禪風が四方に高かりしやを想ふべし

(特註) 師が十六年に法幢寺に歸住せし證據は「法幢寺方丈棟札」に「上略：吾師、非相禪師、寛永十六己卯年秋之末、達_二本田甲

斐守之耳_一聽住_二此山_一、以下略、寛文末年孟夏吉辰、貫十叟誌。」と在り。而て之の棟札の終りに寛文丁未年とあり。即ち

寛文七年なり、師の大愚も存命中なれば、札中の寛永十六年師が法幢寺に歸住せられし事も疑ふ餘地なし。貫十は師の愛

弟子なり。

寛永十八年禪師五十八「是歲、大愚は京に在り、愚堂は之を開き其の館に一僧を遣はして寒溫を

問はしむ。」「愚堂年譜」

是れ恐らくは其の餘假を以て法幢寺より京に上り、法山に來り、間もなく再び歸播、衆僧を教養するに努めたり。

「正保四年丁亥禪師六十四歲、再び江戸南泉寺に下る。」「大安寺由緒略記」亦

「正保四年江府南泉有事爭論不止、故師再到江府、徒衆檀越、咸順師之齊判。」「南泉開山行錄」

とあれば明に紛争解決の爲に下れり。時に三代將軍家光公は禪師の道譽を聞き、禪師を請して麟祥院殿の追悼陸座の大會齋を營めり。「大愚語錄」に曰く。

「家光請師垂示。師云、老僧特擴法座。若自不久參衲子不許入室。勿徒令初機後學妨他請問、故選諸刹長老并罷參分上之衆、數十人也。賓主相見、問答商量、緇白驚嘆而已。」と。

即ち此の大法會は師が法筵に列座せし衆僧に對し、全く眞劍勝負その儘の禪的大問答（今日の如き形式的のものに非ず）を試みし爲、所謂禪林の眞面目躍如たるもの在り。

將軍を始め列座せる總ての重臣をして實に驚嘆せしめたり。これを以て師の禪風、道力を知るを得べし。

「其砌、家光公、牛込濟松寺の祖心尼に命じて云く、久しく大愚の徳行を聞く。今幸に對面して法要を聞かん。汝よろしく可計と有之。祖心尼即ち臺命の旨を宣ふ」云云（註三三）「萬松山、大安禪寺縁由」

とあり。然るに師は思ふ所あり、其の夜竊に江府を立ち去れり。（註三五）「大安寺由縁略記」禪師、江府を退き法幢寺に歸り翌、慶安元年には但馬、大明寺に住（住再）せし事、略推察し得べし。然るに其の翌、慶安二年再度江府に下行す。之れ御朱印降下御願ひの爲なり。即ち「大明寺記録」に曰く。即ち

「慶安二年己丑師、大明寺御朱印降下御願之爲、出府滯留淺草海禪寺。（註三七）（派本）寺社奉行安藤右京大

夫様、松平出雲守様、上大猷院様（家光）」。

とあり。亦

「其時、大猷院様再度、大愚禪師をお招き在りて、御尋ねあらんとの上意の赴、海禪寺主より承りぬ。禪師云く。「吾天性武骨なり、上御一人たり共其場に臨みまげて專釋し難し如何體之廉言を申上るも斗り難ければ萬一政事に拘はりては善しからず、何卒、御用捨を蒙る。」とありて即日

江府を退かる。翌朝海禪寺主よりありのまゝを言上の處「徳者之思慮者格別なり。」と上意ありて御朱印を賜る。「云云」とあり。

斯くの如く禪師は家光公の再度の招きにも應せずして大明寺に歸但せり。是禪師性來の謙讓なる徳の致す所にして亦以て禪師の如何に高邁なりしかをも知ることを得。

慶安三庚寅年師六十七歳、法幢寺を貫十和尚に譲らる。「法幢寺古記録」亦「南泉開山行録」中に「示衆」なる偈在り。「眞筆も江、南泉寺に在り」

「不師佛祖蹤。獨坐大雄峯。思三登九至。愧五家七宗。無若修行力。有衰老病疼。閑伎已盡。只看澗底松。」

頌末に「慶安四年辛卯年八月八日、前任妙心現瑞龍禪寺大愚宗築自記」とあり。されは兩者を綜合考察せば、明かに禪師は瑞龍寺よりの招請に依り、法幢寺を弟子、貫十に譲りて自らは瑞龍寺に住せりと見做すべきなり。即ち慶安四年は瑞龍寺主たり。「岐阜市史」に曰く。

「抑々瑞龍寺開基は齋藤妙椿にして妙椿は越前守、利永の子なり(親元日記に弟と在り)、應仁元年、

主君成頼の爲に上加納(今は市内)に建てしものなり。然して義天和尙の法孫悟溪宗頓を請して開山

とす。法流繁茂して今縣内臨濟宗五百餘寺の本寺たり。當國禪風の興起して今日に至ること齋藤氏に負ふ所大なりと謂ふべし。「云云」と。

因に師の入寺法語あり。(註四三)

以上を以て禪師の禪風舉揚時代を了れり。此の間、禪師は但馬、丹波、或は播州或は法山、江府濃州と凡ゆる方面に師一流の法幢を廣め、師の禪風愈々益々天下に響けり。

第三期 晩年時代 (六九—八六)

承應元年より禪師の示寂迄を以て第三期とす。慶安四年、翌、承應年間(三ヶ年)、明暦元年、即ち五ヶ年間を通じて禪師は、濃州或は大明寺、或は法幢寺にて應化に專念せり。

「明暦二年丙申師多年腰痛を苦しむ、此時播州法幢寺より加州山中へ入湯せらる、歸國の節、福井寶泉寺に止宿す、(註四四)嶋田三左衛門江府南泉寺にて毎度法要を聞候故早速寶泉寺に至りて相見談之節拙宅見苦敷候へども妻も相果て外に家族も無之閑靜に候間、御出被成御休息又々當地の醫師にも御見せし招くと有之候付嶋田屋敷に移りて滞留す。……中略……(註四五)太守光通公、此節、江府表にて師の福井に滞留の事、御聞に達し、何卒寛々滞留被致し様にとの思召を以て隨從の者も只有之不自由にも候はんと俵子五拾俵被進候云云」と「大安寺由緒略記」にあり。

即ち明暦二年に師は山中温泉に痲疾の腰痛を湯治せり。而して嶋田三左衛門宅にて養生專一になす。翌三年法幢寺に歸國す。即ち「同記」に

「翌年太守御歸藩相成師の事、御尋ね候處、播州へ御歸國之由御申上ぐ」云云と在り。

然るに其後間もなく、太守の懇請に依り越前に赴けり。

「仍て早速御招請之御召しを仰付、中川縫殿助(法名雄霖居士號す)毛受小三郎、多賀谷種太夫、天方五郎左

衛門(法名頓舉居士)の四士を播州法幢寺へ御使と致され光通公思召之赴、申入れ候處、師對面御懇意之赴、

背も申上げ難しと、其の後當國へ下り被申候。此時又寶泉寺に滯留也」。「大安禪寺緣由」

其の翌日禪師は即ち太守光通公と面接せり。

明曆三年(丁酉)愚堂和尚越前に赴く。「愚堂年譜」亦「大安寺由緒略記」に

「此年三年、愚堂和尚も福井に御來、光通公、幸の儀と被思召、(註四七)隆芳院殿御追善の御佛事御依頼

之事有之候。」と在り。

即ち太守光通公は父の十三回忌の法事を愚堂并禪師に依頼せり。之の佛事終了後、太守は兩師を御

本丸に御請待せり。(詳しくは禪師の風格にて述ぶ)

「翌日光通公、御使者嶋田三左衛門を寶泉寺に遣し、一寺建立を申し出さる、併るに師病を以て

固辭す。翌日再び使者を以て懇請され、師も辭し難く、御受け申上候也。」「大安寺由緒略記」

とあり。即ち光通公永代先祖の墳墓の地と定め大安寺を建立す。先づ禪師の休息所として信解院を(註四八)

建立。然るに其の翌、

「萬治元年戊戌八月十七日御母君、(註四九)慶壽院殿御逝去、於信解院、師に命じて御燒香施餓鬼御法事

等執行有之候。」〔同由緒略記〕

光通分並に大安寺と禪師との關係は次の章にて詳述す。

大安寺は萬治元年起工、同三年諸堂完成す。「大安禪寺緣由。」亦「法幢寺古記録」に「萬治三年大安寺建立これより法幢、大安、隔年燕居。」

とあり。故に三年よりは師、示寂迄、隔年に住せられ衆僧教育に専念せし事明かなり。

翌萬治二年師七十六歳、此歳は開山三百年の大遠忌會執行さる。即ち正當の年は三年なれど其の

前年の九月十二日、嚴修せり。導師は山規に依ると當時、位頂たりし雲居なれど、或る問題の爲に

辭せり。(もつとも師は同年八月八日寂せり)亦當時の住持の體道も師の愚堂に譲れり。この大會には禪師も法山に上れ

り。(之の時の事件は風格の處にて述ぶ)禪師は遠忌修了と同時に大安寺に歸れり。然るに其の直後、播の法幢寺炎上諸

堂、悉く焼失せり。時に萬治二年秋なり。「法幢寺新方丈棟札」に

「上略萬治二年之秋、忽然出火半日之間、諸堂又焼失諸人増々悲歎予モ貫十亦憂切矣。……爾來又

以諸方衆力之功、先建立佛殿、再造營方丈、…中略…從萬治庚子之仲春至寬文(三年)之孟夏(七年)、諸堂

悉復舊……以下略」云々

亦「大安禪寺緣由」に

「上略法幢焼失、此時は師○○故宗的首座と申す。早路の僧播州より越前迄、二日にて下り候。

折節師晝寢乃時故、目覺○○聞し處、○の松は○何事哉と被尋候。其僧松相○事無之由申候へば寺は又建立すべしと斗にて他事不申候。其僧歸國の節、光通公御城へ被召…中略…金子貳百兩被下候。」云

とあり。即ち光通公よりの御下賜金と諸方衆力とに依り復舊す。

想ふに一絲、雲居は既に世を去り愚堂も翌々年即ち寛文元年に示寂せり。禪師の法友悉く寂せり只獨り大愚禪師、當時の高僧を代表して生き長らへたり。

其後、法幢寺普請中なれば師は大安寺にて光通公を始め藩士達并に雲納數十人の養成に専念せり。

寛文四年甲辰師八十一歳、此歳四月廿六日禪師號下賜さる。(敷狀参照)

(特註) 本朝高僧傳六百年史に「寛文六年禪師號を賜ひ」と在れど吾人聊か越前大安寺にて實物拜見せり。(現在同時不法塔に在

り) 明らかに寛文四年四月廿六日と記せり。亦大愚築語錄にも明記せし、殊に妙心寺史の法山通記年表に「寛文四年大愚に諸相非相の禪師號下賜さる」とあれば寛文四年説は確定的のものなり。此處に兩書を駁す。

翌歳五年師住持を孫弟子、(註五三)隱嶺に譲り、自らは(註五二)化城院に隱居す。「大安寺由緒略記」

翌寛文五年乙巳三月松雲院を公の姉君松雲院殿の爲に建つ。「同記」寛文八年戊申師八十五歳、愈々寂滅に近づけり。「隱嶺住職を(禪師の直弟子、法幢寺二世)貫十和尚に引渡す。」(註五四)「大安寺世代法語」

隱嶺禪師は江府、南泉寺の第三世となり、貫十は自らの弟子大中、(諱は梵發)に法幢寺を譲りて、

大安寺第三世となれり。翌九年己酉師八十歳、此歳播州法幢寺に在り。

「此歳は師、播州法幢寺に下り滯留被致候處、未後は大安寺にて入滅可致兼て、光通公と御約束致し置き候。越州へ只歸るとて五月の始め、法幢寺を發足、所々暇乞逗留にて府中迄着之所、其節、福井大火にて御城も焼失之由被聞候。光通公、御苦勞に思召し候はんと落涙被致候。光通公師の府中迄、到着之由、御聞被爲成^ナ烟草^サ町に爲御迎客亭を被爲修繕候。其迄、津田源之丞を以御口上御懇切の御事〇なり。師茲にて少らく休息あつて歸山被致松雲院に入らる。」〔大安寺由緒略記〕

是れ如何にも師の義理固き性格を如實に現はせり。亦禪師の太守を想ひ、太守の禪師を想ふの情、切々たるものあり。「同由緒略記」に

七月十四日師、弟子の利脱首座を呼び紙墨を求め、遺偈を書す。「西天的子、東海崑崙、平生受用、不二法門。」と、偈末に「入滅三日前」と書す。書了りて「如常倚柱坐。」と。

「此節、光通公少々御風氣故、同十六日爲御見舞嶋田三左衛門を遣はされ、師此時は平臥、應對は如常御使者半途迄歸路の時分忽然として遷化す。早速申上候處光通公御落涙被遊、卽刻、御使者、嶋田三左衛門遣され遺骸に對し御懇切之御口上有之其より葬送の時節も爲御名代、嶋田三左衛門葬式の場所迄遣はさる。」云云「大安寺由緒略記」亦

「上略、師示寂^(特註)十六年前、太守圖師頂相求讚師讚了預書曰、七月十六日、太守驚異曰、豈偶然^(特註)矣。」^(特註)「大愚築語錄」

斯の如く師は常に生死事大を超脱し居ればこそ、其の遺偈の如き「入滅三日前」と書し、或は遠く十六年以前、既に自ら示寂、日を定め置きしなど如何に師が宗旨の道に徹底せしか推して知るべし。斯くして師は、燈關兩聖のその如く竟に古聖となりて我が禪宗史上に異彩を放てり。

實に寛永九年己酉七月十六日晝頃也。^(特註)世壽八十六。臘七十五也。

「火葬の後、遺骨を石瓶に納められ今の昭堂の下に埋之此節直に昭堂建立。」^(註五六)「大安寺由緒略記」亦

「封靈骨於寺西」云云「本朝高僧傳45」に在れど、何れを採るべきか確證なし。然るに同寺の西山

中腹に師の居士「無錐軒主毛吞謹建。」と題し禪師の墓あり。或分骨埋葬されしならん。「大安現住高橋

師の言。」

因に昭堂には師の木像在り。(作者不詳)

(特註1)十六年前即ち承應三年甲午(光通公十九の時)なり。或は此の時既に太守と禪師とは交渉ありしか。承應年間は既述せし

如く、師或は大明寺、法輪寺にて應化に專念致せし時代なれば或はこの頃江府へも行かれしか。さすれば其の當時は大

守江戸の屋敷に居られし爲、江府にて既こ對面は勿論、淺からざる交渉ありしと認む。

(特註2)六百年史に「十五日泊然として寂す。」とあれど十四日遺偈を書し、終りに入滅三日前と書したれば明らかに十六日なる

事、疑ふべき餘地なし。然も十五日説は六百年史のみにして語録は勿論、他の諸記録も十六日説を唱へり。殊に既述せし如く、十六日朝、光通公、御見舞の使者嶋田三左衛門を遣しおらるゝより推しても明らかなり。

第三章 禪師と越前太守光通公并大安寺との關係

此處に特に一章を設けて禪師と光通公并大安寺との關係を述べしは、越前公は師の外護者の人物の代表者として擧ぐるなり。大安寺は是れ師の示寂地并松平家の菩提所にして兩者何れをも取捨し得ざれば敢て此處に特設し其の關係を詳述せん。

抑々初代越前公は是れ徳川家康の次男、源秀康公にして二代忠直^(註五九)、三代忠昌^(註六〇)を経て四代即ち光通公なり。

時に師と光通公との亦涉動機を述べれば松平家家老職に嶋田三左衛門(法名麗雪居士)なる、師の江府、南泉時代の信者在り。常に師の教を受く、居士も屢々禪師の風格を折節、殿に話し置かれたり。然る處、禪師明曆二年、播の法幢寺より多年の腰痛湯治の爲、加州中山温泉に越きし時、居士、之を聽き自らの宅に請じて保護せしむ。當時、光通公は江府に在り、其の翌年、師法幢寺に歸寺せらるゝと同時に光通公、福井に歸藩せり。もとより師が法幢寺に歸りしを残念に思ひ直に使者四名を^(註六一)以て師を竟に懇請せり。時に愚堂和尚も福井に在り、即ち太守兩師を館に招けり。

「大守云、優曇華易逢善知識難逢今日始遇兩尊宿、愚堂云、大守、太聰明異界亦惜人恐是短命。

太守云、謝和尚證明。師作色云、愚堂老漢不識好惡、叨許可人。此白面郎識箇麼。太守悚然自謂、我一國之主誰得如此面折實足爲師。」「語錄」

即ち光通公眼前に師の實に豪壯不羸なる風格に接し、太守をして「實足爲師。」と叫ばしめたり。翌日太守は龐雪居士を寶泉寺に遣し昨日の禮を述べしむ。而して

「次に別して御口上從來之志願時節を以知識を請待致し法要も承り、一寺建立致し度き望に候。

此度の御出誠に○懷に相叶ひ候。領内にて藏寺地御見立：略：和尚を請し開山と相成り度旨、御懇切に仰せ出され、師御返答に：略：拙僧は世を譲り候上、腰痛甚だ敷く寺を以て御受難申上候。何れの知識にても御招請被仰付候。根々と被申上。」「云々「大安寺由緒略記」處が

「翌日再往御使者を以御口上に幼少にて父に離れ萬事非思、我儘に成、氣之毒に候間、自今は和尚の教訓に頼り度望に候。又一寺建立の志願は永代先祖墳墓の地に定置度の志赴に候間、是非ともとの仰せに付、辭する言なく、即御受被申上候や。」「同略記」

是れを要するに師と太守との交渉動機たるや、一に龐雪居士に在りし事明かなり。復、太守の事は古本「越藩史略記」卷五に曰く。

「公隆芳公之嫡子、母廣橋大納言兼賢郷女(慶壽之君)寛永十三年丙子秋七月、廿三日生子藩、稚字萬千代、及長温順慈愛、爲政舉大綱不在苛察、而邦内大寧也。同十七年秋八月十五日發藩九月九日

至江戶。時年五歲。正保乙酉二年四月廿六日登城賀世子首服、秋八月朔、隆芳公逝。」とあり。

當時太守は廿二歲(明歴三年)の若年にして禪師の教化を自ら進んで受けんとせし如きは、是れ明君と謂ふべきなり。「南越雜話」(註六三)古本に

「光通公、或時北濱邊、鳥狩ニ御出ノ時、海邊ノ廣場ニ數千ノ釜ヲ并ベテ粥ヲ煮サセテ末々マデ下サレシニ、自ラ釜ノ所ヲ打チメグリテ少シヅツ召シ上ラレテ後下サレシトゾ。古ノ良將一簞ノ酒ヲ得テ是ヲ河ニ投テ士卒、其流ヲ汲ンデ味ヲマシ、又陣中ハ上下食ヲ同フスルト云、御心ニヤ宮殿廊閣ニ金銀ヲチリバメ綾羅綿繡ヲ身ニマトヒ養食ヲ好遊興ヲ事トシテ民ヲシイタゲ税レンヲ厚スル者トハ假初ノ事ニモ格別ノ事也。又御平生ノ御風儀溫潤ニシテ、下ヲ憐ミ玉イ而モ威嚴備ラセ玉イ格別ノ明君ト他家マデモ可稱シトゾ。」

とあり。師の教訓如何によろしきを得たるかは自ら明らかなり。光通公の一寺建立の赴旨も亦、如何に祖先崇拜の敬虔の念の厚かりしかを推知するに足れり。即ち大安寺鐘銘の初頭に曰く。

「越前太守、源朝臣、松平光通公、爲先祖慈父慈母之菩提施此山建此寺」云

とあればなり。即ち萬治元年起工同三年竣工せり。萬松山たるや大山にして正に是れ要害の地なり。麓に田谷村あり、前(東)に北陸最大の九頭龍川並に日ノ川(支流)を隔て、岩水村在り。三方杉林の鬱蒼と茂、晝尙暗き感あり。周圍、實に二里三十三町三十一間、(御朱印山林圖に在り)なりと其の山腹に

大安寺方丈、庫裡、昭堂、書院、開山堂、禪堂を初め、信解院、化城院、松雲院等を擁せし大伽藍にして禪師、是れを以て北陸弘法の中心大道場たらしめたり。常に弟子五六十人を下らず「大安寺由緒略記並語録」と、其の法幢の熾なりしを想ふべし。

光通公は延寶二年甲寅三月廿四日御逝去。御年三十九歳。「越藩史略卷五」に

「延寶二年甲寅三月十二日、公宿痾痰發。服井上養伯之湯藥。廿四日遣使番平岡仁兵衛於東都

白將軍家二十四日末刻公疾病岡部高伯、奉湯藥遣使伊野次郎太夫、渥美助左衛門於東都告之。

是夜戌亥公逝于國城、春秋三十有九、治國三十年。即日葬(註六五)田谷萬松山大安寺(導師默印和尚)諡(稱世)大安寺殿越

州太守左少將萬休無々大居士。

(特註)「語錄行狀五十一頁」に「上略：太守傾心日厚、而求法語師乃書大安院殿萬休無々居士之號以與焉」云云とあれば光通

公の生前既に禪師が公の爲に法名を附けし事明らかなり。因に大守の木像は願主御像堂(延寶五年丁巳、四世默印和尚發

願にて建立せしもの)に現在安置せり。作者は京都大佛師運慶二十八代の正孫任法橋左京進康乘承彫刻なり。

第四章 資料 批判

本論文、作成の當初吾人が最も辛酸を舐めしは、禪師に關する資料蒐集の一事なり。禪師示寂の年月を去るの久しき間、師の盛名のみ喧傳せられ、其の研究は勿論等閑に附せられたり。剩へ文献遺書多々あれど其の大半は散逸に歸せしかばどの程度に禪師の資料ありしや、聊か疑問を抱き時に

或は落膽失望せし程なりき。

されど本朝高僧傳(卷四五)並に妙心寺史(下卷一〇三頁下)に「大愚錄」と記せるを以て先づ「大愚語錄」の在りしことを知り、種々交渉を重ね或は直接交渉し所有者の絶大なる御好意に依り、借覽するを得たり。余の蒐集せし資料、就中「大愚築語錄」並に本論文に直接關係在りし二三重要な資料の批判を左に試んとす。

抑々「大愚築語錄」なる著は禪師の愛弟子、默印素周禪師(徒次)の錄せし「大愚禪師行錄」一卷及び其の後、弟子が禪師の作偈碑文自贊等、禪師の遺作を蒐集せしもの一卷、都合二卷よりなれり。其の原本、越前大安寺に藏せしが大正年間、當時の住職(元天龍寺執事)が鎌倉圓覺寺塔頭某寺に借せられしに間もなく某寺炎上不幸にして語錄燒失せり。然るに其れ以前、當時伊深正眼寺、昭隱老師其の語錄を寫了せられ以て正眼寺本(白文寫本)となせり。因に其の卷末に「大正六年九月十日寫了」とあり、之を以て推さば某寺炎上も恐らくば其れ以後即ち大正七年頃なりしならん。是れ不幸中の幸と云ふべし。

亦、北野萬松寺本、南泉寺本(共に白文寫本)は其の量より申せば略々同一と見做さるべけれど、特に南泉寺本は現任職、釋朝宗師が雲水當時(妙心僧堂在錫十年餘)餘假を以て大安寺にて語錄の一部並に禪師の關係寺院二三を歴訪し其の遺書を寫し置かれし爲、正眼寺、萬松寺本にも無き尊き資料あり、剩へ

自坊に關係ありし事は朱にて詳細に註を施しあれば研究上、非常に便宜とす。

然るに兩本共に正眼寺に比すれば量に於て三分、二に過ぎずされば勿論、其の内容に論及せば其の價值も正確さも正眼寺本を以て最も優れしものなりとなす。

聊か正眼寺本の内容を批判せんに、卷頭第一に禪師の敕狀在り、次に偈頌佛事、碑銘、鐘銘(註六三)、贊辭、自贊、道號、薦拔、薦亡、瑞龍寺法語並に法語、行狀及明和七年大寶山嗣祖比丘端州九拜謹題なる禪師の傳記を以て了れり。就中、行狀約廿五枚(十行二)は禪師の弟子默印和尚の手になりしものにして、禪師の行動を最も正確に描寫せるものなり。傳記(三枚)は後より附加せしものならん。其の行狀の終末に「師、平生所著偈、贊、法語、佛事等別錄」云々とあれば或は默印自身之を集めて「大愚築語錄」と名付しならんか。幸にして不肖右三冊を借覽熟讀するを得たり。其他大安寺藏書中、禪師に直接關係ありし「大安寺緣由一卷」(註六九)萬松山雜記二卷(註七〇)「萬松山歷代法語。大安寺由緒略記。萬松山大安禪寺緣由。」各一卷の五冊中、前二冊は、大安寺にて披閱し、後の三冊は拜借し歸れり。

「萬松山歷代法語一卷」は清拙(註七一)和尚が寶曆年間(初年)に錄せしもの、即ち開山より清拙和尚迄に至る歴代の法語並に簡單乍らも各行狀を記載せしものにして既に百四十餘年を経たり。是れ、禪師と弟子との關係並に法語に顯はれたる禪師の人格を知らんと欲せば、勿論、重要な著と云ふべき

なり。

「萬松山大安禪寺緣由一卷。」は稍々遅れて、寶曆十二年當時越前藩の書記職、津田藤左衛門成好が清拙和尚の依頼にて語録並に大安寺の古記録中より禪師に關する凡ゆる事を拔萃せしものなり。其の卷末に「右一冊は本書有之候を、火災等の爲、今一通寫被置たき由、清拙和尚御頼にまかせ寶曆壬午の秋初謹拜寫す。」云云と在り、本書とは勿論、禪師の語録及び大安古記録なり。壬午年は十二年なり。

「大安寺由緒略記一卷。」は陽關和尚(註七三)が安永四年(約百三十年以前)に寺社役所よりの依頼にて錄せしものなり。即ち卷末に「右は當月(三月)十八日寺社、役所、與力より手紙にて申來に付、翌十九日晚より開山以來之舊記並に家山(註七三)、積翠(註七四)、關道迄(註七五)の記録、泉巖代二卷之記録、清拙(註七六)、朝洲(註七七)、陽關入院迄の筆記並に交割帳、〇〇略筆候。同廿九日寺社役所へ持參仕候者也。」云云とあり。

前者は禪師の行録并越前大守、光通公との關係を詳細に記載し在れば、或は、最古書なる點より略々正確なりと認め、研究上價值大なり。後者は前者に比し、只歷代和尚の舊記録を附加せしものなり。然りと雖も、其の詳細に記述せられし點よりして、之等は禪師研究に缺く可からざりしは勿論、内容的にも將又、史的にも其の價值の大なると俱に貴重本たる事は明かなり。

其他、傍系的資料としては「法幢寺古記録。」正法山誌(妙心寺史六百年史)雲居年譜、福井圖書館藏の禪師并

光通公との關係書、等々本論文に直接、間接的にも關係せしもの實に五十數冊、禪師の關係せし寺院よりの書面十六通あり。就中、「法幢寺古記録」は禪師が在任十餘年間、其の動靜を詳かに記せる點、大いに參考となれり。

以上を以て禪師に直接關係せし資料の批判を略述せり。願れば其の當初、禪師に關する資料、明かならざりしが各關係寺院方の御好意に依り、斯く多數の價值ある資料を得、聊か、其の遺芳を顯彰せしも未だ充分ならず。

此の點、將來の大成を期せんとす。

註 (此れより參考資料)

(註一、二) 東京南泉開山行錄に明記せり。但し、三月三日誕生説は禪師の末孫高瀬孫右衛門の言にても明なり。

(註三) 法系圖其ノ一參照。

(註四) 即ち、關ヶ原戰なり。因に「岐阜」なる名稱を付けしは法山の僧、澤彦なり。(尾張政秀寺開祖)〔辻善之助著人物論叢二の人〕

(註五) 「正法山誌卷六」に「一宙和尚(本源自性禪師)住蟠桃院(好行)棒時稱「棒一宙」とあり、棒は師の生命なり。所謂徳山の「云ひ得るも三十棒、云ひ得ざるも三十棒」とて、其の參禪者に對する嚴辣の手段は徳山も一宙も變りなし。自ら其の機鋒の峻烈なりし事明かなり。師の三年忌に慧梁和尚(八幡圓福寺開山)の偈あり、「棒頭手眼令誰傳。一字宙間常現前。

解道相逢不相識。齋筵遲了已三年。」二利に關しては見門覺知(雜華曉宗記)或は妙心寺史(下卷四五)に詳し。

(註六) 愚堂並雲居の事は妙心寺史、六百年史に詳し。或は本朝高僧傳四五卷參照。

(註七) 了堂諱は宗歇、天正十五年豊前に生る。俗姓藤氏、幼にして穎異秀徹、十一歳の時、薙髮、築前承天寺の鐵舟に隨侍、習學八年、二十二歳にして法山に登る。其後、物外の室に入る竟に物外の法嗣となる。師は甲府の小林寺(後の勝林寺)にて禪風を振ひ、玉浦の塔場たる美濃の大智寺の中興となり、後年南山城上狛村(今は町)の弘濟寺にて寂せり。時に寛文元年三月十日(之の年の十日愚堂示寂)壽七十五、法嗣六人在り。

(註八) 洛浦、諱は全邑、東海派獨秀徒弟の瀧岡陳嗣なり。慶安四年寂、壽七十二(聖澤藏、前往者舊に依る)

(註九) 回天和尙の事は法山、雜華院所藏「雜華要記」に「丹波細見村興雲寺開山回天和尙之先祖累代豫州、河野通次、之子息、貞治六年、官方合戰之頃、河野一族乘船先陣忽大風吹散、九州日向國、志布志浦着船。通次數年居住之後、回天出生す。十六歳にして出家、則剃髮之師前往正興如嶽和尙(號甫旭)也。道學成就之後一官和尙(雜華開山、本源自性禪師大和尙)之御高弟、仙溪和尙之嗣法此時稻葉淡路守様、攝州中嶋に御在住にて御菩提所、天長寺に住持す、其後淡路の守様、丹波福知山へ御取替にて同菩提所富春院に住持す。淡路の守様御遠行(死後)之後、隱遁之願にて細見の興雲寺に移り十三年住居ありて寛文二年壬寅四月二十五日、八十三歳にて書辭世之偶已て、又手當胸遷化去る。則木像當寺に有り、同天法嗣信州安養寺、格外和尙也。」

因に稻葉淡路の守様御名乘通吉御親父、藏人様御名乘道通(法名富春院殿前侍中郎普嚴受趙大居士)

(註一〇) 大雲諱は玄祥、東海玉浦徒弟、龍岩顯嗣なり。寛永十五年九月寂壽五十四(聖澤院藏前住者舊)

(註一一) 虎哉、諱は宗乙美濃の人なり。年十一、天縱第三世、岐秀元泊の徒弟となり後、快川の法を問ひ、年未だ三十ならず法譽四方に喧附して世に少年上人と云ふ。伊達輝宗、その徳を開き元龜二年米澤福齋寺に請す。世子藤次郎、政宗の學師

たらしむ。天正十二年、輝宗、菩提の爲に城下に覺範寺を創し師を開山とす。後妙心に轉住、慶長十六年覺範寺にて寂す。壽八十二なりき。勅して佛海慈雲禪師と號す。(岐阜縣傳人傳)

(註一二) 即慶長十五年庚戌十一月三日於濃州乾德寺、(乾德寺過去帳並に山縣郡南泉寺末千手院過去帳)大愚語錄中に狀元廿七年忌の偈在り。「廿七年空往還、青山幾度變_ニ黄山_一、巴陵銀梳珊瑚月、輪却無心無事閑。」

(註一三) 法系圖並に附録「禪師と弟子」參照

(註一四) 南泉寺の境越は現住、朝宗和尚の言に依れば「松平家の役人達」なりと。勿論其の人物は不明なり。

(註一五) 婆は長慶院殿松室壽法大姉、寛文八戊申八月五日寂、父は洞庵宗仙法印、元和五己未五月七日寂、子の法名は「哲叟三益居士」なり。「南泉開山行録に朱にて記入せり。」

(註一六) 即ち雲居の外護者、加藤明成なり。(雲居録)

(註一七) 師の事は本朝高僧傳四十五卷參照

(註一八) 當山者人皇九拾九代、後光嚴院之御宇貞治年中、開山敕賜正續大祖月庵宗光禪師創建之道場而同時拾一ヶ國之大守山名左衛門督時潔公厚歸依被致多分之寺領有之付大伽藍之一本寺也。「大明寺記録」因に月庵は大應國師四世孫也。

(註一九) 大明寺記録は八世印堂宗周代(今より百七十年以前のもの)

(註二〇) 妙心寺史下卷五八頁參照

(註二一) 出羽の國上山の土岐氏に監せらる。尙四僧謫流の事は「同下卷六一頁參照」

(註二二) 正法山誌卷七、妙心寺史「大愚と上皇」六百年史三六〇頁、各々參照。

(註二三) 惠日寺記録は年代不詳なるも相當古きよし、恐らくば禪師より六七代後ならんと。「返文」

(註二四) 法幢古記録は資料批判参照。

(註二五) 「大愚語録」に「先有野中氏者、夢窓國師來遊云、自今之後五年、道人必來德行勝我、汝等庶尼怨愁、隨後以告里人。半信半疑、今方五年、師必是其人也。其後以其言而試皆符合。」云云とあり。

(註二六) 「法幢寺新方丈棟札」に「夫當寺者、夢窓圓師之開基、尊氏公之建立、靈地名藍也。奥當野間之勇士與三木之雄軍、起人我之爭、橫戈交鋒羅兵火之難、諸堂本尊悉燒失矣。……中略……吾師諸相非相禪以復舊寺。」云云となり。

(註二七) 天海の事は慈眼大師全集並本朝高僧傳五十六卷、辻善之助著「日本佛教史の研究」参照。

(註二八) 圓鏡院(開山) 惠日寺(中興)、法幢寺(中興)大明寺(中興)以上四ヶ寺あり。

(註二九) 端州和尚の「大愚禪師の傳」に「上略參問諸方、後再上京屆本寺雜華院。」云云とあり、然も大愚下三十六刹ことごとく雜華院が宿坊なり。「直末諸國寺院帳」に在り。

(註三〇) 前述の馬を回へして南泉に歸へるを師は第一遷とし、嘗て阿州の高源寺の請を受けて固辭せし事あり是れ第二遷、次に後水尾上皇の召しに對しても固辭せしなり。是れ師の三遷なりと、詳しくは正法山誌に記せり。

(註三一) 宇和島、西光寺所藏の禪師の識せし一軸の頌末に「正保四年丁亥臘月初八日、前住妙心現住法幢寺大愚日記」とあれば略々推知し得らるゝなり。因に西光寺は禪師の弟子的堂が中興なり。

(註三二) 春日局の事なり。即ち麟祥院殿仁淵了義大姉、寛永二十年九月十四日寂、享年六五。局の事は「濃飛婦女鑑」(岐阜縣教育會著)に詳述せり、亦妙心寺史下、六八頁にも載す。

(註三三) 「濟松寺中興記録要略」古書(雜華院藏)に「京都妙心寺雜華院者、祖心實父牧村兵部大夫第一宙和尚出家之爲建立仕則兵部大夫法名……中略……雜華院者祖心實父建立仕候寺而住持水南者(雜華第三世)祖心叙父一宙之法孫御座候故此由結以

御公儀江祖心被_レ願水南和尚雜華、招之住持仕開山相立申候」即ち濟松寺は祖心尼自ら建立(下卷七〇頁七)（妙心寺史には家光公が建てし如く記せども誤りなり。然かも祖心尼が自らの金で以て建てし事同記録に明載せり。し、雜華院第三世を以て開山となす。其の關係は「同記録」に「水南濟松寺開山、被成候儀、開基壇那、祖心尼、法縁俗縁共深由緒御座候」云云とあり

(註三九) 祖心尼は牧村兵部大輔（法名は雜華院殿前兵部郎英運常雄大居士）の娘なり。

一宙は祖心尼の叔父なり、大愚は一宙の修業の師なれば、大愚と祖心尼は恐らくは禪師の南泉時代に法語を交へしならん。以上の關係に依りて家光が祖心尼の事は雜華院秘藏（絶對門外不出）の古靈薄に「上略、祖心尼名於奈和（妙心寺史下ノ七〇頁におなあと在りしも之復誤りなり）加州中納言前田肥前守利家卿乞_ニ得利貞（これ利貞の朝鮮征伐の爲なり）養育嫁_ニ利家_ニ之姪小松城主前田美作守_ニ後侍_ニ于大猷院殿（家光）_ニ其後成_ニ尼僧_ニ建_ニ立濟松寺_ニ延寶三乙卯年三月十一日逝矣。號_ニ濟松開基祖心首座尼禪師_一。」とあり。

(註三五) 第四章資料批判參照。(九八頁)

(註三六) 本論文、四七頁參照。

(註三七) 海禪寺の開基は蜂須賀侯なり。その他、小笠原、加藤、秋田、建部、土屋の諸大名の菩提所なり。

(註三八) 「濃飛兩國通史」に「妙春は持是院大年妙椿と號す、從三位に叙せらる、美濃井ノ口、稻葉城に居る、寛正元年より文明十二年迄、執權たりし事、二十一年なり、文明十二年二月二十一日七十歳にて卒す、當時、無双の福貴權威の者なり、と評せらる、瑞龍寺の成頼ノ墓側に瘞む、法謚を持是院從三位權大僧都法印大年妙椿大禪定門と云ふ。」

(註三九) 「利永は日峯禪師（諱は宗舜、禪源大愚禪師）即ち大山瑞泉寺開山に參じ、法嗣の雲谷和尚（諱は玄祥、佛智廣照禪師）に見え、法要を問ひ、古巖と號して得る處あり、嘉吉元年邇州武儀郡谷口に汾陽寺を開創して師を開山とす、寛正元年五

月二十七日卒す。法號を龍巖大功宗輔居士と云ひ鷄沼の大安寺に廟す。」(齋藤系圖並に濃飛偉人傳)

(註四〇)「成頼は土岐二郎と申し土岐第八代なり。守護、持益の嗣、實は同族一色兵部少輔義遠の子なり。應仁元年、山名、細川兩黨相争ふや、山名宗全に黨し、九月兵八千を以て上洛せり。後船田合戦(繼嗣問題より起る)あり。志を得ず九月剃髮して宗安と云ひ城田館(方縣郡、今の稻葉郡)に隱居す、同五年三月四日死す。瑞龍寺に葬る。年五十六、瑞龍寺殿國文宗安と號す。」(宗岐系圖)

(註四一)義天諱は玄承、土佐人、蘇我氏に出す。日峯禪師に參じ印記を受く。寛正三年三月十八日衆を集めて垂誡して逝く。享齡七十、嗣法に即ち法山六祖雪江國師在り。本朝高僧傳參照。

(註四二)悟溪宗頓は應永二十三年尾張國丹羽郡山名村に生る。雪江より印記を受く。文明十六年四月に我が妙心、東海庵を營む。生前既に大興心宗禪師なる號を賜ふ。明應九年九月六日寂。八十五。瑞龍に塔し扁して虎穴といふ。語錄を虎穴録といふ。虎穴録、高僧傳、參照。

(註四三)「山門」指云。此門露柱空梁、不假_レ雕琢_二何解_一思量。

「佛殿」百億分身、衆生良藥、小信根人、却作_二毒藥_一。

「土地堂」大集經時、有_二護法誓_一(異本作誠)若涉_二多岐_一三千條罪。

「祖師堂」歷代諸祖、亂世英雄、若論_二功第一_一生蛇入_二竹筒_一。

「開山塔」(心宗祖師)吾心宗老漢、更無_二一法新_一、吸_二儘東西_一、面_二南見_一北斗。

(註四四)今の巖泉寺是れなり。(福井縣)

(註四五)禪師の江府南泉寺以來の信者にして松平家老職なり。法名龍雪居士と號す。

大愚宗築禪師の行狀

(三八)

(註四六) 本論文、四二頁並に四四頁參照。

(註四七) 光通公の父なり、正保二年乙酉秋八月初一日寂。法名、隆芳院殿豫州太守參議廓翁貞眞大居士。

(註四八) 信解院は「大安寺由緒略記」に「最初に御建立被仰付、本坊御普請出來迄、師の休息所被仰付候、御普請之内を光通公每

度は被爲入候。」云云とあり。

(註四九) 光通公の母は廣橋大納言兼賢卿の女にして慶壽君と稱せり。

(註五〇) 雲居年譜、(蟠桃院のもの)或は法山海福所藏の師の年譜(蟠桃院のもの)と内容聊か異れり)或は雜華院所藏の一亩より雲

居、大愚に與へし書面(但し字體より推して一亩となす)などより推せば明らかに、愚堂和尚の性格は、其の高僧の半面、實に惡棘なる陰謀家にして雲居の如きも全く愚堂の陰謀の係蹄に陥入りしものなり。(雲居年譜の示寂前後を讀めば自ら明らかなり。)之れが爲に師は涙を飲んで導師たる事を辭せり。

(註五一) 隱嶺、諱は梵阿、住山(大安寺)三年在濃州之南泉坐脫、延寶六年八月八日也、嗣法大愚宗樂の弟子、西江菴なり。「大安寺世代法語に依る。」

(註五二) 「大安寺由緒略記」に「化城院は師の隱居所として光通公建立せしものなり。」

(註五三) 「大安禪寺緣由」に「寛文五乙巳年三月、光通公御姉君松雲院殿御逝去被成候仍而御城内に有之候を師の隱居所にとの旨、現住、隱嶺和尚に被仰候。依りて其松雲院殿天譽清看大師の牌を此處に安置し讀經回向申候」云云とあり。

(註五四) 本論文、第四章、資料批判。

(註五五) 「貫十諱は梵通、住三播州法幡寺」、兼住三當山三年、後開三基菴來、就病於化城(註五八參照)而寂。乃延寶三乙卯四月二十五日、嗣法開山諸相非相禪師。「歴代法語」

(註五六)「昭堂は是不法塔なり。貫十に師が生前命ずる所なり。此の下に師の遺骨を納む。又無錘軒なる者 江州石にて建つとあり」。「大安禪寺緣由」。

(註五七)「法幢寺古記録」に「毛谷居士は攝州大阪の人にして瓦師なり。師に隨從して常に席を離れず、無錘軒と號す。毛谷は祖師臨終の時にも相見す。居士が禪師の略歷を書されたる卷物現在法幢寺に残れり。又居士の木像も開山堂に安置せり。と。

(註五八) 古本「越藩歷世之系」に「秀康公權中納言從三位德川參河守、稚字於義丸、天正二年四月八日生參州池鯉鮒、母永見淡路守吉英女、諱阿萬、號小督局元和五年十二月六日卒。天正十二年十二月十二日爲豐臣氏養子十三年七月十一日從四位下左近衛少將、十八年八月爲結城氏嗣。慶長五年十二月受封於越前國七十萬石、八年二月十二日贈正二位、十年四月十六日權中納言、治國七年、十二年丁未四月八日薨去。年三十四、……德川家康公御二男也。」

(註五九) 從三位、參議、參河守、越前守、稱越前宰相、號一伯、秀康公長男(後に至り暴狀甚だしき爲追放せらる。其の行狀は有名なり。)慶安三年九月十日薨去。「松平家系圖拔書」。

(註六〇) 正四位下、參議、伊豫守、稱越前宰相、秀康公二男、寛永元年四月以特命相續秀康遺蹟。越前北庄城五十萬二千八百三十三石、正保二年八月朔日薨去。年四十九。同系圖。

(註六一) 本論文三六、七頁參照。

(註六二) 松平家の臣、藤原翼章が著せしものにして五卷在り。相當古く福井圖書館藏の貴重品なり。

(註六三) 寫本、總枚數七十六枚なれど之も同館の貴重品にして文政四年二月中旬山崎英之寫之。

(註六四) 禪師の寫文二壬寅七月十七日の作にして其銘曰「叢林法器、五更鯨聲、醒煩惱夢、修調御行、波旬倒退國家興盛、祇

閑不遠、精舍獨清、接_二送尊宿_一、利_二益化城_一、圓成實性、柳暗花明」と記す。

(註六五) 但書「大安寺由緒略記」に依れば、「松平家從來(光通公以前)の菩提所正運寺と大安寺とへ分骨埋葬せし如く記せり。」

(註六六) 諱は素周、不詳姓氏紀州新宮人、邑之、成林涼山長老下髮後嗣_二法大愚築_一、住山(大安寺)九年(寛文十二年より天和元年迄、九年也)退在_二播之鳳凰寺_一、以_二天和三年癸亥四月六日示寂_一。(因に鳳凰は文化四年六月依_レ願鳳泉と改む(雜華直末帳)以上)大安寺歴代法語。

默印、天資明敏殊に文章に秀いでし事は、彼の大愚築行狀を録せしは實に默印にして刻苦漢籍の學に心血を絞りしか窺ひ知るを得べし。經典の學は申すに及ばず師の道風も天下に冠たるもの有り。即ち其の一端を申せば無著禪師の若年の頃(詳しくは寛文十二年八月當時二十歳)法山を後に行脚の旅に上られ、行脚は須く眼を具して明眼の宗匠に頼らざるべからずと悟り、越前田谷の大安寺に到り默印の室を叩かれし事である。(當時大愚は寂せり)掛錫後の無著もさるもの綿々密々參禪時を選ばざりしといふ。其ノ記年録(無著)に「一日默印曰。趙州因烏飛去、云老僧有_二殺氣_一作麼生。著曰殺氣是活氣。默印讚歎。云云と在り。斯の如く當時赫々たる法燈を繼げる默印禪師の宗風を慕ひて大安寺に向はれしならむ。

(註六七) 鐘銘八とは、大安寺₁法幢寺₂、大明寺₃、濃州妙樂寺₄、但州真山寺₅、濃州三光寺₆、播州多可郡八幡宮₇、但州觀音寺₈以上八鐘銘也、斯く禪師が單に囑に應じて製する處の詩寺院の鐘銘丈でも八篇をものせしより推して如何に師が當代に卓絶せる文章家なりしかを知るべし。

(註六八) 大寶山は即ち西ノ京法輪寺(大愚勸請開山)なり。端州、諱は慈靖、法輪寺の第七世なり。

(註六九) 大安寺緣由は著者不詳、但し百年以前なる事紙質に依り明かなり。

(註七〇) 萬松山雜記二卷、(大略二百枚)は大安寺九世素堂和尚の録せしもの、内容は其の他の諸本と比較せば五十歩百歩なり。然れども大安寺に於ける最も古き著なる點、尊重すべし。

素堂諱愚直、住山九年、俗緣豫州宇和島ノ兵頭氏也、偶々正眼院敦請豐之多福賢岩和尚一夏令講首楞嚴、其母九旬不怠往而拜聽向佛前祈誓曰、若生男子以事佛無幾即孕師及生天性秀俊、質朴守直、篤志經論投西江勳山功公下髮南詢果歲後、寓京之萬松遂嗣法關道董席深追慕母之宿願夏制講楞嚴聽衆二十指住山九年以元文二丁巳歲六月二日寂五十四歲也。「歷代法語」。

(註七一) 清拙和尚、大安寺第十一世なり。諱は宗牧、參州大野郡、生三子鈴木氏寛政五年四月十日示寂、世壽八十八歲也。嗣法泉巖玉住山十九年幼不嬉混俗九歲登遠之方廣禮臥雲湖道洞西堂爲削髮之師及長游方年久緣法在越遂帶泉巖之印。退信解院矣、年踰從心四應江州他山之請提唱首楞嚴于永源圓覺、經于水雲法華要解無文錄前後于地福厥、後於吾山聚會千餘指、三句講證維摩。云云「清拙記錄」。

正覺ノ快翁妙心寺史下卷一八三頁上段石より十行目に芝の正覺寺は福島市之亟(正則ノ子)開基は快翁云云とあり、恐らくは師の一信者ならん。

(註七二) 陽關、諱は楚梅、京師之産、俗姓者、小西父元倫甘露寺殿醫官、幼而穎悟投于花園雜華、古篆琳公剃度、受具及長遊方有年五緣已熟嗣法朝洲英住山十七年實大愚十三世之孫退松雲院、或居于花洛、或歸越後、文化六己巳年十二月二十日化于信解室、世壽七十歲矣。

(註七三) 大安五世、諱は子眞、尾州名古屋、横井氏之子也。投州之屢々承印可、祖囑曰、年垂不惑陸沈衆底、乃承嗣我去、及二年五十一陞妙心第一座、於是慨然曰、祖去久矣。因拜東鐵師受證也。初開洛之萬松、次住江之高源、後從石頭師之

命、住_二當山_一、董席二年、以元祿辛未十一月二十日寂、世壽五十六。有偈頌三卷、華鬘象先禪翁有送行序并に偈乃師行實也、今記_二梗概_一。「歷代法語」。

(註七四) 積翠(大安七世)諱は曇味、生_二於城州八幡田中氏武ノ内宿禰之遠裔也。(現京都八幡神社々主末孫)嗣法於家山真、住_二江之高源_一、家山入寂之後移_二于山_一董席二十年退養_二老於八幡乘春庵_一正徳元辛卯十月十日遷化、塔于別峯、乃東武葬_二廣之地_一也。「歷代法語」。

(註七五) 關道(大安八世)諱は希芸、姓小西氏豫州松山縣入、十三辭_二親、投_二若之常光寺_一、受_二業萬里鐵_一嗣去_二積翠味住_一、山二十年、退_二林化城_一以_二延享四年丁卯十月四日_一寂、壽七十五。

(註七六) 泉巖諱は海玉大安十世也。住山十四年、世族小澤遠州濱松人、依_二龍梅寺_一下髮哭_二緣、北越住山十四年、退隱_二化城九年_一以_二寶曆八年八月十七日_一入滅壽六十一、嗣法素堂直。

(註七七) 朝州諱は宗英住山三年大安十二世也。肥前唐津縣人不記其氏譜投_二縣之松雲出家_一嗣_二法清拙牧_一、安永二癸巳歲九月七日入寂世壽五十一也。

(註七八) 主なるもの「大安公略傳、古本山崎英常著」、「南越雜話古本」、「續片聽記、古本山崎英常」。「越瀧歷世之系」、何れも古本にして福井圖書館藏貴重本なり。